

## 社団法人伊勢崎法人会 平成 24 年度事業計画

自：平成 24 年 4 月 1 日

至：平成 25 年 3 月 31 日

当会は昭和 60 年 12 月に任意の団体から社団法人伊勢崎法人会として新たにスタートをいたしました。

平成 20 年 12 月より始まった公益法人制度改革により、平成 25 年 11 月までに新法人に移行しなければなりません。また、会計基準も平成 20 年度基準新公益法人会計を取り入れ、公益事業、共益事業並びに法人会計で仕訳けをすることにより、今までの事業計画書及び予算書の記載方法が大きく変わります。

当会は、伊勢崎法人会員のための法人であり、会員にとって魅力ある法人会を目指すことはもとより、地域の法人に対し、常に変わる税制、経営環境に即応できる法人の育成、また、納税者の記帳、税法知識の習得と普及をはかり、良き経営者をめざします。

さらに、伊勢崎税務署等と連携を図り、会員企業に対し e-Tax・eLTax 利用普及推進の PR 活動を積極的に行う。

### I. 基本原則

#### 1. 活動方針

- 適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため、関係機関を通じて、国、県等に対して強力な要望を行い、その実現に努める。
- 税務当局との相互信頼により、税務行政の円滑な運営に協力し、申告納税制度に貢献する。
- 企業経営の健全化と発展向上を図るため、経営・経理及び税務に関する研修会を行う。
- 小中学生及び高校・大学生等に対する租税教育活動や、地域に密着した社会貢献活動に積極的に取り組み、健全な社会の発展に貢献する。

#### 2. 活動基準

- 会員のため、ニーズを的確に捉えた質の高いサービスの提供。
- 会員のための、きめ細かな事業展開。
  - ・基準に基づき、研修・広報・福利厚生・意見具申・会員交流・社会貢献を柱に事業を展開する。

#### 3. 組織運営基準

- 会員に密着した効率的組織
- 会員の意見、要望等が適切に反映される体制の確立。
- 決議機関、執行機関、事務局それぞれの適正化、透明性の確保。

## II.事業計画

### 1.公益事業

#### 【税務支援事業】

- (1) 部会・支部等別税務研修会
  - ・平成24年度税制改正のあらましの啓発、及びe-Tax・eLTaxの利用促進についての研修。
- (2) 決算期別説明会
  - ・決算期法人を対象に決算に当たり税務署の立場から見た問題点・留意点を具体的例を挙げた研修。(年6回)
- (3) 新設法人説明会
  - ・新設法人に対して、税の申告等の説明研修会の開催
- (4) 青年部会税務研修会
  - ・次代を担う経営者である青年部会員を対象に、税務に関する研修を行う。
- (5) 税制・経営資料の提供
  - ・税務をはじめ経営に関する小冊子を配布

#### 【税の啓発・提言事業】

- (6) 会員企業へe-Tax・eLTaxの周知活動を行い、e-Tax・eLTaxの普及拡大を図る等啓発活動に努める。
- (7) 会報を刊行し税知識等の普及啓発に努める。(年6回)
- (8) 税制に関する調査研究・請願陳情活動の実施。
- (9) 小中学生を対象とした租税教育活動の実施及び講師養成研修会の開催。  
(租税教室 年3回、講師養成研修 年2回)
- (10) 税に関する小中学生作文等の募集審査選考への協力。
- (11) 新成人に対して、税知識を啓発する冊子等配布し普及に努める。

#### 【地域社会貢献事業】

- (12) 法人会公開セミナーの開催(社会貢献講演会の開催(年4回))
- (13) 税を考える週間記念事業講演会の開催(社会貢献講演会の開催(年1回))
- (14) 花いっぱい運動(市民の集まる街角にパンジー等の花を植栽(年2回))
- (15) 広瀬川クリーンと芋煮の集い(市街地を流れる河川のクリーン作戦と芋煮を開催(市民協働(年1回))
- (16) 伊勢崎七夕まつり、伊勢崎祭り、イルミネーション等協賛(年4回)

#### 【経営支援事業】

- (17) 部会別経営研修会
  - ・青年部会・女性部会 中小企業に対する融資制度等研修の開催

- (18) 青年部会 新年例会講演会
  - ・環境問題・省エネルギーについて等（節電における企業への影響等）講演会の開催
- (19) 青年部会・女性部会 視察研修会
  - ・新製品開発発想のための視察研修及び経営の者発想の理念等の視察研修
- (20) 支部別研修会
  - ・税務及び経営等の研修会の開催

## 2. 共 益 事 業

### 【会員支援事業】

- (1) 総会記念講演会
- (2) 青年部会・女性部会研修会 税及び経営に関する研修会の開催
- (3) 法人会事業ガイドの作成 法人会事業等を周知するため会報を刊行配布し、会員へのサービスの向上を図る。
- (4) 部会活動推進のための支援。
- (5) 会員親睦ゴルフ大会の実施。（年2回 異業種交流を目的に組み合わせを行う。）
- (6) 部会員親睦ゴルフ大会の実施。（年2回）
- (7) 会員交流事業の開催
- (8) 役員視察研修の開催
- (9) 法人会融資制度の実施（通年）
  - 指定金融機関との提携による。

### 【厚生制度推進事業】

- (10) 生活習慣病予防検診の実施。
 

会員企業の経営者・従業員・パート及び家族を対象として、「人間ドック形式」により実施、一般病院で受診する場合と同じ精度の高い検査を短い時間で効率的に受診ができる。
- (11) 法人会福利厚生制度の推進
  - ・企業防衛と経営者の退職金準備のため・・・【 経営者大型保障制度 】
  - ・ゆとりある老後の保障に・・・【 個人年金制度 】
  - ・万一の災害に備えて・・・【 ビジネスガード 】
  - ・経営者・従業員の個人の保障に・・・【 個人保障プラン 】
  - ・がんの治療と対策に・・・【 がん保険制度 】
  - ・入院時の治療に重点をおいた・・・【 医療保険制度 】

(12) 中小企業向け貸倒保険制度の推進

- ・取引信用保険の推進

【会員維持・拡大事業】

(13) 会員増強運動の実施

- ・組織の強化に重点を置き、親会・部会・会員との意思疎通を緊密に行うとともに、部会活動を充実させ、親会・部会と会員との連携を強化することが急務と考えられる。

また、会員増強活動については、親会・部会の状況に応じた増強運動を展開するとともに、支部内の会員増強にも力を入れることとする。さらに、新設法人の加入勧誘を徹底強化し、会員増強及び加入率の向上に努める。

① 情報の共有・意思疎通の強化

- ・部会活動はもとより、支部会議等組織拡大について常に意識啓発に努める。

② 役員体制の強化

- ・役員の意識向上を図り、親会と部会・支部が連携して、事業への参加促進を図る。

③ 会員増強月間の設定

- ・親会・部会・支部はもとより、金融機関・大同生命保険会社をはじめ各保険会社・税理士会等の協力を得て会員増強月間を設け推進する。

④ 新設法人の加入勧誘の強化

- ・新設法人説明会開催時に、法人会をPRして加入勧誘の推進に努める。

⑤ 会員増強用資料の整備

- ・加入勧誘活動を円滑に推進するため、会員及び未加入法人の情報を整備し、未加入法人資料を作成する。

3. その他

(1) 公益法人会計基準を遵守し、指導監査基準に則した運営を実践

(2) 諸会議の開催

- ① 通常総会・臨時総会
- ② 正副会長会議
- ③ 理事会
- ④ 委員会・部会会議
- ⑤ 支部会議
- ⑥ その他必要な会議

## 平成 24 年度 事業 実施 計画

月	日	実施内容	適 用
4	13(金)	・法人税決算期別説明会(4・5月)	商工会議所
5	23(水)	・平成24年度定期総会	ニューいづみ
6	上旬 上旬 14(木)	・法人税決算期別説明会(6・7月) ・広報委員会 ・親睦ゴルフコンペ(玉村ゴルフクラブ)	商工会議所 商工会議所 玉村ゴルフクラブ
7	上旬 中旬	・組織委員会 ・研修委員会	商工会議所 商工会議所
8	上旬 中旬 上旬	・広報委員会 ・組織委員会 ・法人税決算期別説明会(8・9月)	商工会議所 商工会議所 商工会議所
9	中旬	・役員一泊研修旅行 北方面	
10	上旬 上旬 下旬 中下旬	・法人税決算期別説明会(10・11月) ・広報委員会 ・親睦ゴルフコンペ(赤城カントリークラブ) ・法人学校(2回程度)	商工会議所 商工会議所 赤城カントリークラブ 市文化会館大会議室
11	上中旬 15(木)	・法人学校(2回程度) ・税を考える週間記念事業 女性部会担当	市文化会館大会議室 市文化会館小ホール
12	上旬 上旬	・法人税決算期別説明会(12・1月) ・広報委員会	商工会議所 商工会議所
1	中旬	・法人会新年会及び講演会	
2	上旬 上旬	・法人税決算期別説明会(2・3月) ・広報委員会	市文化会館大会議室 商工会議所
3	中旬 中旬 下旬	・新設法人説明会 ・広報委員会 ・広瀬川クリーンのつどい	商工会議所 商工会議所 市立図書館下